

鳥取県サイクルツーリズム推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県サイクルツーリズム推進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、自転車を活用して県内の観光資源を周遊する取組等を支援することにより県外からの誘客を図り、もって県内の観光振興及び地域活性化を促進することを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、下記に定めるところによる。

(1) ロゴマーク 鳥取うみなみロードのロゴマークをいう。

(2) サイクリングツアー 自転車を利用して地域の歴史や文化等の観光資源をガイドによる案内で行うツアーであり、下記の条件を満たすものをいう。

ア 事前にチラシやHP等によりツアー参加者募集を行い、広く一般の方が参加できるもの

イ 本県の観光施設及び飲食店などを複数箇所回るもの

(3) サポートカー 自転車修理や怪我等の治療といった緊急対応や自転車の先導等によりサイクリングツアーの催行を補助する車両をいう。

(補助金の交付)

第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う別表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下、「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下、「補助率」という。）を乗じて得た額（同欄に定める額を限度とする。）以下とする。

3 前項の規定に関わらず、国若しくは本補助金以外の規則に基づく県の補助金若しくは交付金を受け入れている、又は受け入れる予定である事業については本補助金を交付しないものとする。

4 寄付行為を目的とした事業又は宗教的若しくは政治的宣伝意図を有する事業については本補助金を交付しないものとする。

5 同一の事業実施主体による申請は、各年度1回までとする。

6 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、事業実施日の20日前までに行うものとし、4月20日までに事業を開始する場合は4月20日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 事業主体の変更

(2) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

(3) 本補助金の増額を伴う変更

2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月28日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第9条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

(財産の処分に係る補助金の返還)

第10条 補助事業者が規則第25条第2項の規定に基づき、知事の承認を得て財産の処分をする場合において、知事が補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分することにより得る収入の全部又は一部に相当する額及び補助金額の全部又は一部を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(雑則)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、輝く鳥取創造本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月10日から施行することとする。

別表（第4条関係）

1 補助事業	2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助率
(1) 情報発信事業	民間団体・事業者等	「鳥取うみなみロード」等の情報発信に要する経費 ・需用費（マップ印刷や製本費等）※増刷等は除く ・役務費（広告料等） ・委託料（動画やデザインの版下作成等）	2/3（上限300千円）
(2) サイクリングツアー催行及び造成事業		ア 本県で初めてサイクリングツアー（モニターツアーは除く）を催行する事業者が当該催行に当たり、自転車を利用することにより特別に必要なとなる経費 ・使用料及び賃借料（レンタサイクル代や自転車運搬車両借上代等） ・委託料（サポートカーやメカニック（自転車整備士）手配等） イ サイクリングツアー造成に要する経費 ・使用料及び賃借料（レンタサイクル代や自転車運搬車両借上代等） ・旅費（講師及び専門家等への交通費） ・謝金（講師及び専門家等に対する謝礼） ウ サイクリングツアー催行時に使用するマップなどの多言語化対応に要する経費 ・委託料（既存コンテンツ（動画やマップなど）の翻訳経費） ・需用費（多言語対応したマップ印刷や製本費等）※増刷等は除く	
(3) ロゴマーク活用事業		ロゴマークが入ったラベル又はパッケージ等を用いた商品の作成やPRに要する経費 ・需用費（ロゴマーク活用商品の開発や開発した商品におけるPR資材作成費等） ・役務費（広告料等） ・委託料（デザインの版下作成等）	

年度鳥取県サイクルツーリズム推進事業計画（報告）書

1 事業概要

区 分	内 容	
事業の名称		
事業の目的		
実施体制	（構成員がどのような役割分担で事業を実施するか等記載）	
事業内容	情報発信事業	①実施計画及び内容、②成果物（パンフレットの概要）などを記載
	サイクリングツアー 催行及び造成事業	①実施予定日、②参加予定人数、③開催場所、④実施内容などを記載
	ロゴマーク活用事業	①実施計画及び内容、②成果物（商品の概要）などを記載
事業の新規性 又は発展性		
事業実施により 得られる地 域的な波及効 果		
事業実施 予定日	年 月 日 ～ 年 月 日	

2 委託料を県内事業者に発注するのが困難な場合、その理由

3 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

4 消費税の取り扱い

いずれか一つを選択して○をしてください。

- ☐ ①免税事業者
☐ ②簡易課税事業者（確定申告月： 月申告）
☐ ③特定収入割合が5%超の公益法人等
☐ ④上記①～③のいずれでもない

5 補助額の算定

（単位：円）

補助対象経費	その他収入	差 引	補助上限額	県補助額 (Cの 2/3 及びDを比 較して少ない方の額)
A	B	A－B＝C	D	
			300,000	

※変更計画書においては、変更前の額を上段（ ）内に、変更後の額を下段に記載してください。

6 添付書類

(申請時に提出が必要なもの)

- ・実施主体の概要がわかる書類
- ・補助事業概要のわかる書類（パンフレットなど）
- ・事業実施計画がわかる書類

(実績報告時に提出が必要なもの)

- ・事業結果の報告書類
- ・成果物（商品やツアー催行中の写真など）
- ・補助対象経費の支出内容及び支払済であることが確認できる資料（請求書、領収書、そのほかこれらに類する書類の写しなど）
- ・ツアー催行の場合は、チラシやウェブサイト等の募集内容がわかるもの

年度鳥取県サイクルツーリズム推進事業収支予算（決算）書

1 収 入

(単位：円)

区 分	本年度予算額 A	前年度予算額 (本年度決算額) B	増 減 A－B	摘 要
補 助 金				鳥取県 ○○○○
参 加 費				
そ の 他				
計				

※収入の内容を具体的（協賛金、クラウドファンディング、販売収入等）に記載すること。

2 支 出

(単位：円)

区 分	本年度予算額 A	前年度予算額 (本年度決算額) B	増 減 A－B	摘 要
そ の 他				
計				

平成 年 月 日

様

職 氏 名

年度鳥取県サイクルツーリズム推進事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県サイクルツーリズム推進事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|----------|---|---|
| （1）算定基準額 | 金 | 円 |
| （2）交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 補助金の額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県サイクルツーリズム推進事業補助金交付要綱（令和8年7月10日付第202600069182号鳥取県輝く鳥取創造本部長通知。以下「要綱」という。）第4条第2項及び第6条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年 月 日

様

職 氏名

鳥取県サイクルツーリズム推進事業補助金仕入控除税額確定報告書

年 月 日第 号により交付決定のあった鳥取県サイクルツーリズム推進事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- 1 交付された補助金等の額の確定額

金 , 円
- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 , 円
- 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額

金 , 円
- 4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）

金 , 円
- 5 添付資料

(1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類

(2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）

(3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

様式第4号 別紙（第8条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳
 - (1) 補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区 分						非課税仕入れ	合計
		課税仕入れ	課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応分		
経 費 の 内 訳	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

- (2) 課税売上割合 〇〇%
- (3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法